

広報ふじみ令和2年1月号 No. 598

令和元年度 住民懇談会の報告

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62 - 9332

10月27日から11月6日まで、町内5会場で住民懇談会を開催したところ、多くの町民の皆様にご参加いただきました。

今年度の懇談会では、名取町長より町の財政状況と来年度の政策方針について説明しました。

参加された皆様からのご意見・ご質問等のうち、主なものを報告します。

台風19号の災害状況について

令和元年10月12日に町内を大型の台風19号が通過しました。

住民懇談会でも台風に関するご質問や要望が多く寄せられました。

【台風19号について】

連続雨量

- ・富士見高原 168mm
- ・釜無川 291mm

最大瞬間風速

- ・16.6メートル毎秒

避難勧告

12日午後3時45分避難勧告発令

対象は町内18集落（西山方面:11集落、河路方面:7集落）

避難者数

- ・一時避難所 283名
- ・二次避難所 118名
- ・福祉避難所 21名 計422名

情報伝達方法

- ・町ホームページ
- ・有線放送、防災行政無線

- ・ハザードラッド
- ・町防災緊急メール、エリアメール
- ・町消防団車両

町消防団

- ・災害対策本部が設置された10月12日午後0時から深夜にかけて町内パトロール（173名出動）
- ・河川の警戒、倒木等の情報収集と報告

災害対策全治情報連絡員（リエゾン）

- ・諏訪地域振興局より2名受入れ

災害救助法

特別警報が出された富士見町は、災害救助法が適用されました。

【主な被害状況等】

- ・道路被害 22件
- ・河川被害 7件
- ・水路被害 9件
- ・農地被害 2件
- ・停電 450戸（立沢方面）

※林道被害については現在も調査中です

【交通規制関係】

- ・通行止め
町道：3路線
県道：富士見高原線
国道：20号線
中央自動車道
- ・片側交互通行
西山環状線 武智川大橋（全て解除済）

【防災関連の質疑応答】

- Q. 雨量や水位、どの川が増水したのか等の詳細な情報提供をしてほしい。
- A. 情報提供のあり方については、様々な反省が浮き彫りとなった。今後の改善策として活かしていく。
- Q. 第一次避難所である公民館が土砂災害危険区域に入っていることが問題になっているが。
- A. 昨今の被災状況も鑑み、再考していきたい。

Q. 昨年の台風と比較しても水位が低かったのにどうして避難勧告が発令されたのか。

A. 釜無川に氾濫警報が出たこと、入笠山での大雨が予想されたこと、大雨特別警報が発令されたことを踏まえて避難勧告を発令した。

Q. 防災資材について、町の補助対象以外の資材が必要となってきたので見直しをしてもらいたい。

A. どの様に見直すかは今後検討していきたい。

【公共施設等 総合管理計画について】

Q. 公共施設の再編方針について、どのような検討の方法を考えているのか。

A. 地域の皆様と相談しながら検討していくとともに、町全体で議論を進める必要がある。その際にはご意見をいただきたい。

Q. 小学校の統廃合については、教育的観点を中心にしたい。

A. 小規模校の良さを活かすことは、教育長も承知している。その中で、住民の皆様との対話で検討していきたい。

Q. 小学校の統廃合を検討しなければいけない状況は理解できるが、子ども達の感情や住民感情を大切にしっかりと説明してほしい。

A. 地域の方の思い等を大切にしながら議論していく。

【その他について】

Q. 移住・定住推進チームは、役場職員だけではなく、住民も参加できるようにしてほしい。

A. 役場職員だけではなく、様々な人材や各種団体と連携していきたい。

Q. 今後のシティプロモーションの方向性は。

A. 大切なのは、人材の掘り起こしと地域リーダーの育成と考えている。また、富士見町の自然や古からの地域の伝統・文化と新しいものが融合していくことや、両者が主張していけるような町にしたいと考えている。

Q. 学習指導要領の変更により、今までの教育の中で無くなるものがあるのか。

A. 指導内容が減る訳ではなく、同じことを学ぶにしても、一方的に覚えるという形式ではなく、児童が主体的に考えながら学ぶ方法に変換していくことになる。

Q. 特急あずさの停車が減った影響は。

A. 町民の利便性が低下した。観光、事業者にも不便をきたしている。事業者はそれに代わる努力をしている。また、移住・定住施策に影響が出ており、マイナス影響が出ている。JRに対して白紙に戻すよう協議しており、粘り強く続けている。

Q. 管理されていない空き家についてどのように考えているか。

A. 町では、協議会を開催し、専門家からアドバイスをいただいて対策している。相談物件の情報を受けたら、相続人と接触し、その後地域とも連携して処分や片付けをしてもらえるようにすることを理想としている。また、法的な手続きが必要なケースは、専門家に相談しながら研究していく。

Q. FMK（富士見メガソーラー株式会社）の収支状況と土地開発公社の今後の借金の返済計画は。

A. 地開発公社は6年前に解散してその時の借金約13億円を町が肩代わりした。20年間で年間約7,000万円返済していく。この6年間のFMKからの収入を原資として充てている。FMKは土地開発公社の借金を返すためにだけ設立したのではないが、たまたま数字が近似値となっている。20年間順調に進めば新しい財源を要せず完済できる。15年間で設立時の金融機関からの借り入れも完済する。その後、5年間で撤去費を捻出する。大きな災害もなく順調にいけば心配ない。

Q. 支え合いポイントは、ポイント率がかなり少ない印象を持っている。将来的には1時間位働いてポイントがもらえる制度が出来ればもっとボランティアが集まると思うが。

A. 30分で1ポイントになっている。平成31年4月からスタートした制度なので、今後見直しを行い、ポイントや内容を検討する。

この他にもたくさんの貴重なご意見をいただきました。詳細については町ホームページをご覧ください。また住民懇談会で配布した資料についてもホームページにアップロードしていますのでご確認ください。

皆様からお寄せいただいたご意見を参考に、これからもよりよい町づくりを進めてまいります。

ホームページ：<https://www.town.fujimi.lg.jp>

1年間よろしく申し上げます

令和2年 区長・集落組合長紹介

【お問合せ先】総務課庶務人事係

【電話番号】62 - 9322

御射山神戸区 細川 豊春

栗生集落組合 小川 秀登

大平区 三井 佑介

松目区 樋口 吉弘

原の茶屋区 小林 誠

若宮区 名取 芳徳

木之間区 樋口 一彦

花場区 窪田 義種

休戸区 浅岡 正玄

横吹区 伊東 厚
とちの木区 小林 和明
富士見区 生沼 庸夫
南原山集落組合 小林 茂巳
富原区 佐藤 靖彦
富士見ヶ丘区 唐澤 忠宏
塚平区 窪田 聖人
富ヶ丘区 渡辺 和昭
乙事区 三井 幹人
立沢区 北原 実麿
瀬沢新田集落組合 雨宮 昇一
富里区 住吉 直観
富士見台区 渡辺 修
桜ヶ丘区 成塚 晴洋
下蔦木集落組合 小池 治男
上蔦木区 伊藤福太郎
神代区 森山 和男
烏帽子区 佐伯 幸比古
平岡区 名取 光男
机区 河角 昭彦
先能集落組合 名取 義彦
瀬沢区 久保 正
小六区 小池 敬晴
高森区 小林 貢
信濃境区 中山 隆樹
池袋区 平出 英司
田端区 中山 直樹
先達区 平出 明彦
葛窪区 平出 廣秋
広原区 ランディン ロンダ ケイ

富士見町就職・移住説明会を開催します

【申し込み・お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

町では、関東圏に進学した学生や、就職・再就職を希望している方、富士見町への移住を希望している方を対象に、町内企業等の説明会を開催します。

地元に戻って就職したい学生や、自然の中の落ち着いた環境で働きたい、移住を考えているといっ

た希望をお持ちの方はぜひご参加ください。当日の飛び込み参加も可能です。また、お近くにこのような希望をお持ちの方がいましたらお声がけください。

【日時】 2月8日（土曜日）午後1時30分から4時30分

【会場】 銀座NAGANO 2階イベントスペース（東京都中央区銀座5丁目6-5 NOCOビル）

【参加費】 無料

【申込】 氏名・住所・ご連絡先を、メールまたは電話にてご連絡ください。

メール：kankou@town.fujimi.lg.jp

※詳細は町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/fujimimatisyuusyoku.html>）で随時ご連絡します。

「広報ふじみ縮刷版」を販売しています

【お問合せ先】 総務課 文書情報係

【電話番号】 62-9324

第1巻（掲載期間：昭和43年7月から昭和59年9月）

販売価格（税込）3,000円

第2巻（掲載期間：昭和59年10月から平成6年12月）

第3巻（掲載期間：平成7年1月から平成12年12月）

販売価格（税込）5,000円（第2巻・第3巻セット販売）

国保だより

国民健康保険と後期高齢者医療の医療費通知を発行しています

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62 - 9111

医療費通知は、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的として発行しています。被保険者の皆様が受診状況を確認し、健康づくりに努めることで医療費の増加が抑えられると、医療保険財政の運営が健全になり保険料の上昇抑制も期待されます。

特別な事情がある場合を除き、期間中に医療を受けた全ての被保険者に対し作成し、国民健康保険は世帯主宛、後期高齢者医療保険は被保険者本人宛に送付します。

問い合わせ先

- ・医療費通知について
- …住民福祉課 国保年金係（62-9111）
- …長野県後期高齢者医療広域連合業務課 給付係（026-229-5320）
- ・確定申告や医療費控除について

… 最寄りの税務署

なお、医療費通知は所得税確定申告の医療費控除の医療費明細書として使用することができます。医療費控除の申告をされる際は、10月診療分までの医療費通知と合わせて、11月及び12月診療分の医療機関等かの領収書を添付の上、申告してください。

年金だより

新成人のみなさんおめでとうございます

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62 - 9111

【お問い合わせ先】 岡谷年金事務所

【電話番号】 23-3661

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳になったら国民年金

国民年金は、日本国内に住民票のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければならない制度です。

令和元年10月以降に20歳になった方の国民年金加入手続きを見直しました。

厚生年金等に加入していない20歳になった方には、日本年金機構から国民年金の資格取得のお知らせを送付します。

通知が届いていない方は、係までお問い合わせください。

国民年金は3種類の基礎年金です

1. 老後を支えます …老齢基礎年金
2. 病気やけがで障がいの状態になったときに支えます …障害基礎年金
3. 加入者が亡くなったときに子のある配偶者、子を支えます…遺族基礎年金

国民年金保険料の納付猶予制度

学生の方は…「学生納付特例制度」

ご本人の所得が一定額以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。（申請には学生証の写しまたは在学証明書が必要です）

学生でない50歳未満の方は …「納付猶予制度」

ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

申請をご希望の方は、印鑑や学生証等（学生のみ）をお持ちの上、住民福祉課国保年金係または岡谷年金事務所で手続きをしてください。

住民税・所得税の申告情報（第2回）

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問い合わせ先】諏訪税務署

【電話番号】52-1390

来月の2月17日（月曜日）から3月16日（月曜日）までが申告期間です。以下に該当する方は、確定申告が必要になりますので、ご確認ください。

なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。

所得税確定申告をしなければならない方

【会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方】

1. 給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
2. 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
3. 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与（年末調整をされなかった給与）の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
4. 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
5. 災害減免法により、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
6. 所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

【公的年金を受給されている方】

1. 公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を差し引くと残額がある方
※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。（※1参照）
2. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
3. 外国の公的年金を受給している方（平成27年分以降は400万円未満でも申告が必要となりました。）

【上記以外の方】

1. 所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、「配当控除

- 額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
2. 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

【確定申告により、所得税の還付を受けられる場合がある方】

給与所得者や年金所得者で以下に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

1. 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
2. 医療費が多額にかかった方、または一定の取り組み（健康診断など）を受け、特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入金額が1万2千円を超える方（従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません）
3. 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
4. 上場株式等の配当があり、課税所得が330万円未満の方

※申告された株式等の配当所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

住民税申告をしなければならない方 ※1

令和2年1月1日現在、富士見町に居住している方で以下のいずれかに該当する方は、申告が必要です。なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

1. 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに収入があった方
（1か所から給与の支払いを受けている方で、会社で年末調整をされた方は不要です。）
2. 給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20万円以下を含む）があった方
3. 公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
4. 中途退職などで、年末調整がされていない方
5. 内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整がされていない方
6. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※住民税申告についての詳しいお問い合わせは、財務課 町民税係（62-9122）までお願いします。

税務署での令和元年分所得税の確定申告について

【受付期間】

2月17日（月曜日）から3月16日（月曜日）（土曜・日曜、祝日は除く）

午前8時30分から午後4時（相談開始：午前9時から）

【場所】 諏訪税務署

【臨時駐車場】 清水町野球場

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めに受付を済ませてください。なお、相談が複雑な場合は、午後3時までに受付を済ませてください。相談が午後5時を過ぎる場合は、当日に申告書が完成しない場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※所得税確定申告に関することは税務署にお問い合わせください。

【所得税確定申告書の提出および相談先】

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番55号

一般的な国税相談（電話相談センター）【電話番号】52-1390（自動音声案内番号「1」）

税務署窓口での相談の予約等【電話番号】52-1390（自動音声案内番号「2」）

以下に該当する方は、税務署で直接申告してください。

- ・土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- ・住宅ローン控除を初めて申告する方税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- ・農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- ・青色申告の方
- ・贈与税、相続税等の申告をする方

※該当する方は、役場で行う申告相談会で相談を受けることができません。お手数ですが税務署での申告をお願いします。

早くて便利なe-Taxをご利用ください

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxのご利用にあたっては、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式（あらかじめ税務署で利用者識別番号を取得する必要があります。）により申告ができます。

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

また、上記のような事前の手続きがなくても、ホームページ内の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」【電話番号】0570-01-5901

【受付】祝日および12月30日から1月3日を除く平日

農業所得に係る農業収支内訳書および

償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します

【お問合せ先】財務課 町民税係【電話番号】62-9122

【お問合せ先】財務課 資産税係【電話番号】62-9124

【対象者】

- ・農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（※青色申告者の方はご遠慮願います。）
- ・事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】※広報12月号の掲載内容より変更になっています。

1月21日（火曜日）

1月22日（水曜日）※22日（水曜日）は午前の部のみ行います。

1月23日（木曜日）

【受付時間】

午前の部：午前9時から11時

午後の部：午後1時から4時までに受付を済ませてください。

【場所】

役場1階 ロビー

【持ち物】

- (1) 収支内訳書（自分で作成したもの）
- (2) 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
- (3) 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
- (4) 出荷伝票、収受通知書、農業用の貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
- (5) 償却資産申告書（未提出の方）
- (6) 印鑑（認印）
- (7) その他必要と思われるもの

【その他】

- ・収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、ご持参ください。
- ・収支内訳書の作成を補助する会ですので、自分のできる範囲で作成した収支内訳書を必ずご持参ください。
- ・収支内訳書の作成には時間を要します。時間に余裕をもってお越しください。
- ・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
- ・事業用として所有されている資産（課税対象となるものは除く）は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。

【事業主のみなさま】 給与支払報告書（個人別明細書）をご提出ください

令和元年（平成31年）中に給与を支払った従業員、パート、アルバイト及び中途退職された方で、令和2年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主の皆様は給与支払報告書（個人

別明細書)の提出をお願いしています。また、平成30年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄への符号の記載が必要となりますので、ご注意ください。お早めのご提出をお願いします。

【提出期限】

1月31日(金曜日)

【提出先】

財務課 町民税係(役場1階4番窓口【電話番号】62-9122)

【その他】

「給与支払報告書(個人別明細書)」の用紙は上記窓口にありますので、必要な方はお手数ですがお越しく下さい。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

【お問合せ先】 財務課 資産税係

【電話番号】 62-9124

町内で事業(農業、会社、商店、工場経営など)を行っている個人や法人は、令和2年1月1日現在に所有する償却資産(事業のために使用や保管している資産)の状況を申告してください。

該当する資産が無い場合や、所有する資産に増減が無い場合でも、提出期限までにご提出ください。

【申告書提出期限】 令和2年1月31日(金曜日) ※早めの提出にご協力ください

健康ふじみ通信

心も体もいきいきと楽しく暮らせる高原の富士見町

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係(保健センター内)

【電話番号】 62-9134

「歯の健康 編」

今年度の町の集団健診(集団健康スクリーニング)受診者の方に、「食事をかんで食べる時の状況」のアンケート調査を行ったところ、右グラフのような結果が出ました。

【50代後半から「かみにくい」と感じる人が多い】

食べ物がかみにくいと、野菜の摂取量が少なくなる一方、脂質や総エネルギーの摂取量が増え、肥満や生活習慣病のリスクが高まると言われています。

また、かみにくいからと柔らかい食べ物ばかり食べていると、舌やあごの筋力も落ち、より食べ物が食べにくくなります。歯の健康を保つことは、そのまま生きる力に繋がっていきます。

【むし歯や歯周病からお口を守りましょう】

歯周病は歯を失う原因の第1位です。歯が足りないお口で食べ物を食べると、かみ合わせが悪く「かみにくい」と感じることが多いです。歯の痛みや歯茎が腫れてからでは治療も困難となるため、日ごろの歯磨きや検診でお口の健康管理を行いましょう。

【若いうちからの歯や口腔管理が大切】

日本人の前期高齢者（65～75歳未満）のうち、25%の方は歯の本数が20本未満とされています。

食事の際、かみにくいと感じる方の多くは、早期に歯科治療を受けることで状態が改善することが期待されます。「食べられるうちは大丈夫」と甘く考えず、歯を削ったり抜かなければいけない前に受診しましょう。

【20歳の歯科健康診査は2月末までです】

4月に送付した案内通知をご覧いただき、まだ受診されていない方は歯科医院へ予約をお願いします。

お手元に案内のない方は再発行しますのでご連絡ください。

【対象者】 今年度20歳になる方（平成11年4月2日から平成12年4月1日に生まれた方）

【健診料金】 無料

歳をとってから歯のことで困らないために、若いうちから歯の健康を保ちましょう。

「お酒は常に「適量」で」

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター） 【電話番号】 62-9134

1月は新年会や地区の集会、親戚の集まりなどで、お酒を飲む機会が多い時期です。

生涯お酒を楽しむため、大切なのは「適量」を守ることです。

【「適量」は純アルコール約20gです（厚生労働省）】

目安はこのくらい！

ビール（中瓶）：1本

日本酒：1合

チューハイ（7%）350ml缶：1本

ウイスキー（ダブル）：1杯

女性や高齢者はアルコール分解速度が遅いため、成人男性の1/2から2/3程度が「適量」と言われています。

【お酒の後のお風呂は要注意】

飲酒後の入浴は、血圧が下がりすぎて脳血量が減り、めまいや失神を引き起こすことがあります。寒い時期にはそれがより顕著になるため注意が必要です。アルコールが代謝されるまで（約3から4時間）は入浴は避ける、シャワーのみにする、浴室を温めるなど対策をしましょう。

富士見町教育委員会だより第 169 号

【お問合せ先】 令和2年1月1日発行 富士見町教育委員会編集

【電話番号】 62-9235

【メールアドレス】 kodomo@town.fujimi.lg.jp

富士見中学校 開校 10 周年式典

11月30日に富士見中学校で開校10周年の記念式典と合唱祭、講演会が行われ、歴代の校長先生や同窓生でつくる白鈴会の方々、学校を支える地域の方々を招き、10周年の節目を祝いました。

記念式典では、生徒たちに郷土を愛する心を育ててほしいとの願いから、記念事業として全校生徒が制作した「富士見に生きて」の大型額を披露しました。富士見町ゆかりの詩人、尾崎喜八氏の詩から直筆の題字を写し、生徒たち全員で木曾ヒノキの銘木板に彫刻刀で丁寧に手彫りしました。

合唱祭では、毎日練習して仲間と共に創り上げた合唱を各クラス・学年ごとに発表し、美しい歌声を体育館に響かせました。

講演会では、大先輩である瀬沢新田の雨宮 勇さんから、夢を持ち実現に向けて行動すること、コミュニケーションの大切さ、人のため世の中のためを考えることについて学びました。

おとなのためのキッズプログラミング参加者大募集中

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62 - 9235

町教育委員会では、来年度から小学校へ導入される「プログラミング教育」に先駆け、おとなたちだけでプログラミングを体験できる事業を行います。参加申し込み等は左記のチラシをご覧ください。

令和2年度 児童クラブ入所申請を受け付けます

来年度、児童クラブの入所を希望される方は申請書・就労証明書にご記入の上、期限までに提出してください。

令和2年度の申請書は各児童クラブには配置してありませんので、下記①までお越しいただき、お受け取りください。

また、提出については学校・保育園への提出はできませんのでお間違えの無いようお願いいたします。ただし、継続利用される方のみ、現在利用中の児童クラブへの提出が可能です。

ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

【書類提出期限】

1月31日（金曜日）まで

【提出先】

1. 子ども課 子ども支援係（役場2階11番窓口） 午前8時30分から午後5時15分
2. 継続利用の方のみ、各児童クラブ

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

はじめの一步 Part9

【スペシャルタイム】

先日の乳幼児健診の時、あるお母さんから「毎日忙しくて、なかなか遊んであげられない。夜、寝付いた時に反省し、どおんと落ち込むんです・・・どうやって、遊んであげたらいいのか分からない・・・」等の話が聞かれました。お父さん、お母さんはお仕事と子育て、本当に忙しい毎日だと思います。そんな中、エネルギーのあるお子さんと、どんなふうに遊んでいますか。

お子さんと遊ぶのに、結果として子どもが、「一緒に遊んで楽しかった。僕のこと、私のことを受け入れてもらえている」と感じる事が大事です。「よし、一緒に遊んであげよう！」と張り切ってままごと遊びを始めたものの、

命令 …… 「ここに、りんごのせて」「こんな風に盛り付けしたら？」

質問 …… 「何、作ったの？」「食べる時はなんていうの？」

禁止 …… 「ダメ、そんなことしちゃ！」「机の上にのらないで！」

お子さんへの教育的な願いが、「命令」「質問」「禁止」のことばになり、これでは、楽しさを共有できませんね。

そこで、スペシャルタイムと位置づけての遊び方を紹介します。一日の中で、3から5分間スペシャルタイムを作り、お子さんと遊んでみましょう。お子さんに向けることばは、下記の3通りです。余計な事は言わない方が、お子さんも大人も満足度が増すと思います。

- ・子どもの発した言葉を繰り返す …… 子「おいしいよ」大人「ほんとだ、おいしいね」
- ・行動をことばにする …………… 「〇〇ちゃんがコップを並べています」 実況中継
- ・具体的にほめる …………… 「すごい！」などの一般的なほめ言葉もうれしいものです

が、具体的に「おもちゃをかたづけられて、えらいね」等

一日中、このような遊び方、やりとりはなかなか難しいですが、スペシャルタイムとして、意識して遊んでみてはいかがでしょうか。始めに時間を決めて、終了時間になった時に「はい、今日のスペシャルタイムは終了です～。また、明日ね～」と声をかけ、終わりにするのも良いかもしれませんね。子どもと大人との温かい関係を築くためのプログラムの一つです。

子ども課ではこのように子どもと関わるスキルとして、乳幼児家庭教育学級を2月に開催しますので、興味のある方はぜひご参加ください。

(家庭・子育て相談員 佐久近子)

くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

ぱくぱく 幼児食教室のお知らせ

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

お子さんの少食や偏食、どのくらい食べたらいいの？といった食事の悩みはありませんか。

この教室は料理作りをきっかけに、お子さんが食事に興味を持ったり、食事の目安量が確認できます。簡単に作れるおやつも紹介します。託児もありますので、お気軽にご参加ください。

【日時】 2月27日（木曜日）午前10時から正午

【会場】 富士見町保健センター 2階

【持ち物】 親子ともエプロン・三角巾・子どもの箸

【対象】 2から3歳児とその保護者

※以前参加されたことがある方はご遠慮ください

【申込期限】 2月14日（金曜日）

※食物アレルギーのある方は申し込みの際にお伝えください

ペットの豚にも「豚コレラワクチン」が必要です

【お問合せ先】 産業課 農林保全係

【電話番号】 62-9222

平成30年9月に岐阜県で発生した「豚コレラ」は、多くの養豚場や野生イノシシで感染が確認され、東海地方、関東地方などに感染範囲を拡大しています。

町内に養豚農家はいませんが、ペット用の豚（ミニブタ・イノシシ等）も豚コレラに感染する恐れ

があるため、ワクチンの接種が必要です。

このワクチンは一般の動物病院では接種ができないため、長野県の家畜保健衛生所の獣医師が接種を行います。

豚をペットとして飼っている方は、係までご連絡ください。

豚コレラとは？

豚コレラウイルスにより起こる豚・イノシシの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率の特徴です。治療法が無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法で「家畜伝染病」に指定されています。

豚コレラウイルスのまん延防止にご協力ください

富士見町では、野生イノシシの豚コレラ感染拡大対策として、町内の山林に経口ワクチン（人や家畜に無害なもの）を埋設散布しました。行楽などで山に入ったときは、靴底や衣類についた土や泥をよく落とすなど、豚コレラウイルスのまん延防止にご協力をお願いします。

消費者見守り情報No. 105

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

【お問合せ先】長野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。今回は消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

Q1 どのような相談ができますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「商品を使ってけがをした」など、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言したり、ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくといものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などをご用意ください。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は無料ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談下さい。

住民だより12月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド11月（1月1日～2月10日）

※2月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

ようこそ おたっしゃ広場へ

【お問合せ先】おたっしゃ広場

【電話番号】55-6955

“響き合う美声”

今月も2つのクラブ活動を紹介します。まずは『歌声クラブ』です。歌謡曲や童謡などをスクリーンに映し、みんなで一緒に歌います。自分の好きな曲をリクエストできたり、カラオケで歌う事もできます。歌手の若き日の映像が流れることもあり、昔を懐かしみながら楽しいひと時を過ごしています。

次は『音楽クラブ』です。こちらは自分が得意な楽器を持ち込み、楽器に合わせて童謡や唱歌を歌います。現在はオカリナとハーモニカが主でどちらの音色もととても綺麗で、つつい聞き入ってしまいます。楽器が苦手でも歌う事が好きな方、大歓迎です。

楽器を奏でたり、声を出す事は口腔機能の向上や脳の活性化などにも繋がります。皆さんの美声を響かせにぜひお越し下さい。

おいでよ！ゆめひろば富士見

【お問合せ先】生涯学習課 生涯学習係

【電話番号】62-7900

“きれいだったね ゆめひろば”

先月のゆめひろばでは、商工会青年部が「縄文イルミネーション」を飾り付けてくださいました。「縄文時代はこんな景色だったのかな？」と想像しながら作ってくれたそうです。キレイでしたよね。

家族連れの方、小さなお子さん、カップルの方たちとたくさんの方々が楽しんでくださり、本当にありがとうございました。

地域おこし協力隊 てっちゃんのひとり言

11月号でご紹介した「ゆめひろばの干し柿」。全部で600個作ることができました。ご提供してくださった方々、本当にありがとうございました。

そんな干し柿を見て、「きれいな飾り付けですね」と声をかけてくださる方がいました。「これは干し柿ですよ。」と答えるとびっくりしており、「干し柿」というものがだんだんと馴染みが無くなってきていることを実感しました。そんな中、ゆめひろばに来る子たちは、喜んで食べてくれます。子どもの世代から、また干し柿に慣れ親しんでもらえたらてっちゃんは嬉しいです。

「食育推進チーム」だより

“一緒に食べよう！主食・主菜・副菜のそろった食事”

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

果物と乳製品を食べましょう

高校生の日々の食事を振り返ると、果物と乳製品を全く食べていない人が多くいます。果物のビタミンや糖質は、夕食よりも1日のスタートとなる朝食に摂るのが最適で、ジュースではなく果肉を食べましょう。また、寝る前に温かい牛乳、朝起きたら冷たい牛乳を飲むことは、よく眠れて、朝、胃腸を目覚めさせる効果があります。さらに、牛乳に含まれるカルシウムは、骨を強くするだけでなく、筋肉を動かし、気持ちを落ち着かせる働きもあります。

これらの内容は、栄養学を学ぶ大学生が出版したフリーペーパーでも紹介されており、高校の授業でもお話しています。皆さんも果物と乳製品を積極的に食べましょう。（富士見高校家庭科教諭）

心のいろはどんないろ？

【お問合せ先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62-9235

“富士見保育園と富士見高校との交流”

富士見保育園の青組さんに、富士見高校園芸科との交流について教えてもらいました。高校生とは花植えやおいも会などで交流しています。

- ・お兄さんお姉さんが来ると聞くと、ドキドキした。
- ・一緒にお花を植えられてうれしかった。植え方を教えてくれた。
- ・お兄さんとお姉さんが、「頑張ってもらいたい」と言ってくれた。
- ・お兄さんとお姉さんのおかげで、おいもがとれてうれしかった。
- ・一緒においもをつぶしてくれたりしてうれしかった。さつまいもサンドおいしかった。
- ・お兄さんとお姉さんは、やさしくって、かわいかった。
- ・お兄さんとお姉さんから声をかけられてうれしかった。

令和2年度 市民農園の利用者を募集します

【申し込み・お問合せ先】 農業委員会 事務局

【電話番号】 62-9234

野菜を自分自身の手で一から育てる喜びを味わってみませんか？

どうぞ、ふるってご応募ください。

【農園場所】 ふれあい農園（瀬沢新田）

【貸付期間】 1年間（令和2年4月1日から開始予定）

【利用料】 1区画（50平方メートル）当たり 5,000（年間）

【資格要件】

住所要件は問いませんが、通園及び管理が可能な方に限ります。

お一人2区画まで利用が可能です。

※町が貸与をする農地は、町が定めた農園内の土地に限ります。

※応募者数によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

信州ふじみ おひさんぽガイドツアーのお知らせ

【申し込み・お問合せ先】 富士見町観光協会

【電話番号】 62-5757

おひさんぽガイドツアーでは、雪化粧した富士山や八ヶ岳、南アルプスなど富士見町の冬の絶景を楽しむウォーキングガイドツアーを開催します。凜とした空気に包まれた八ヶ岳山麓や入笠山を、おもてなしガイドの案内で巡ってみませんか。

冬の手ヶ岳山麓コース

【日時】1月25日（土曜日） 午前9時から正午

【参加費】2,500円

【集合場所】富士見高原スキー場

【集合時間】午前8時45分

※申込みは1月22日（水曜日）まで

冬の入笠山スノーシューコース

【日時】2月2日（日曜日）午前9時30分から午後3時

【参加費】6,000円（スノーシューレンタル・昼食・ゴンドラ代込み）

【集合場所】富士見パノラマリゾート

【集合時間】午前9時15分

※申込みは1月30日（木曜日）まで

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

NewsFujimi

11月13日（水曜日）

長野県食生活改善功労者表彰受賞を報告

10月に開催された食生活改善推進大会において、上原はつ子さんが長野県食生活改善功労者表彰を受賞し、11月13日（水曜日）に町長に報告しました。上原さんは食生活改善推進員（食改さん）として36年間活動し、町の健康づくりに貢献いただきました。表敬訪問の際は、料理上手な食改さんたちと昔ながらの料理の話に花が咲きました。

11月20日（水曜日）

町建設業協会・建設事業協同組合 河川浚渫ボランティア

梅沢団地内の河川にて、長く生えた葦や川底にたまっていた土砂を、組合に加入する10社によって除去していただきました。この活動は地域への感謝を込めて毎年行われているもので、建設業ならではの機材や技術で、町内の安全のための活動を実施いただいています。

12月1日（日曜日）

縄文イルミネーション 点灯

町商工会青年部主催の「縄文イルミネーション」が、ゆめひろば富士見で点灯されました。八ヶ岳山麓の縄文文化が日本遺産に認定されたことを受け、かつての縄文文化のにぎわいをイルミネーションで再現。約1万個の電飾が、富士見町の冬をやさしく彩りました。

12月11日（水曜日）

消費者の会 JR茅野駅長より感謝状授与

昨年3月に解散した「富士見町消費者の会」の活動への感謝状が、富士見駅を管理する茅野駅長より授与されました。

富士見町消費者の会は、平成22年より10年間、JR富士見駅ホームの花壇にひまわりを植栽し、町の玄関口である駅の環境美化に尽力されました。

令和元年 富士見町重大ニュース

1. コンビニ証明書交付サービスをスタート（3月1日）

6市町村共同構築によりマイナンバーカードを使って全国のコンビニ等で各種証明書を取得できるコンビニ証明書交付サービスをスタートしました。

2. しあわせ信州ご当地体操コンテスト最優秀賞受賞（3月3日）

長野県が進める健康づくり県民運動「信州ACEプロジェクト」のコンテストにおいて、富士見町社会福祉協議会が考案した、オリジナル体操「諏訪郡歌体操」が最優秀賞を受賞しました。

3. ワイン用ぶどうの生産スタート（4月から）

4年間の試験栽培を経て、ワイン用ぶどうの栽培が机地区の農地2ヘクタールで始まりました。

4. 農業委員会 新体制スタート（4月1日）

町長が議会の同意を得て任命した農業委員14名と、農業委員会より委嘱をされ、地域で活動する農地利用最適化推進委員4名の合計18名で、新体制の農業委員会がスタートしました。

5. 町議会議員選挙（4月21日）

富士見町議会議員選挙は定数11名に対し12名の立候補があり、4年前に引き続き選挙戦となりました。選挙の結果、4名の新人議員が誕生しました。

6. 「ふじみまち産業振興センター」開設（4月22日）

商工業をはじめとする町内産業の総合的な振興を図るため、町と商工会共同で、「ふじみまち産業振興センター」を設置しました。

7. 「カゴメ野菜生活ファーム富士見」オープン（4月26日）

大平地区に農産物の生産と加工とレストラン・ショップが一体的に体験できる「カゴメ野菜生活ファーム富士見」がオープンしました。新たな観光の拠点としての役割が期待されています。

8. ライフライン等保全対策事業 危険木予防伐採 着手（9月から）

近年の台風被害を受け、長野県、中部電力と連携を図りながら停電を未然に防ぐための森林整備に着手しました。今後も継続して安全・安心な町づくりを進めます。

9. 太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例施行（10月1日から）

太陽光発電設備の設置に対する不安の声を受け、設備の設置及び維持管理に関する新たな条例を制定しました。太陽光発電設備が景観や自然環境と調和し、適正に設置・維持管理されることを目的としています。

10. 幼児教育・保育の無償化（10月1日から）

幼児教育・保育の無償化制度が実施され、3歳以上の全園児と町民税非課税世帯の3歳未満児に係る保育料が無償となりました。

11. 台風19号 襲来（10月12日）

台風19号による激しい降雨により、大雨特別警報が発表され、初の避難勧告（西山地区・河路地区）と避難所の開設（一次・二次・福祉）を行いました。

12. 「森のオフィスLiving」オープン（10月18日）

富士見森のオフィスに併設する交流宿泊棟「森のオフィスLiving」がオープンしました。テレワーカーや企業の合宿、移住見学ツアーのほか、町民の利用や交流イベント等の会場としても利用促進を図ります。

13. 富士見中学校開校10周年（11月）

富士見中学校が開校して10周年を迎えるにあたり、11月30日に10周年記念行事が開催されました。

14. 南アルプスジオパーク認定10周年 南アルプスユネスコエコパーク登録

5周年（11月30日）

南アルプスの豊かな自然とその魅力、このかけがえのない財産を次の世代にも引き継ぐよう活動を続けていきます。

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

一かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。

一心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。

一教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。

一仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。

一思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

姉妹町西伊豆だより

2020年版西伊豆町カレンダーを発売します

「平成30年度西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」の入選作品を使用した、2020年西伊豆町のカレンダーが発売されます。西伊豆町の夕陽や海、星空などの絶景写真を使用しており、毎月違う西伊豆町の絶景をお楽しみいただけます。お部屋の壁に飾って西伊豆町への旅行気分を楽しんだり、訪れる際の参考にしてみたいはいかがでしょうか。

カレンダーについて

【価格】300円※郵送販売の場合別途手数料がかかります

【サイズ】縦330mm×横240mm

【仕様】六曜、祝日、日没・干潮時刻、町内イベント、前・翌月の記載あり

【その他】写真を邪魔しない一穴・最終ページに町内の夕陽見どころマップ付き

購入方法

1. 窓口販売
2. 郵送販売：下記へお申込みください。
3. 電子申請：西伊豆町役場HPからお申込みください。

【お問合せ先】西伊豆町役場 まちづくり課 企画調整係

【電話番号】0558-52-1966

広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 令和元年12月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,071人（10人減少）

女性：7,404人（12人減少）

合計：14,475人（22人減少）

世帯：5,984世帯（14世帯減少）

発行日

令和2年1月1日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

Eメール

fujimi@town.fujimi.lg.jp